

中央労福協ニュース No.81 NEWS LETTER

労働者福祉中央協議会（中央労福協）
 発行人 大塚 敏夫
 〒101-0052
 東京都千代田区神田小川町3-8 中北ビル5F
 TEL 03-3259-1287 URL <http://www.rofuku.net>

2013年度 事務担当者研修会を開催

4月11日～12日にかけて、横浜市の「新横浜国際ホテル」にて事務担当者研修会が開催され41名が参加した。

研修会は、山本幸司中央労福協副会長の挨拶で始まり、講義1は、「中央労福協2013年活動方針」「労働者自主福祉運動・協同組合運動の推進について」をテーマに山本幸司副会長より講演を行った。講義2は4月1日より組織加入がスタートした、全労済の「団体生命共済の制度内容と事務手続きについて」をテーマに、全労済全国組織事業本部事業推進1部の飯田浩章次長と事業推進1部管理1課の吉岡貴彦課長が講演を行った。講義3は、最近NHKのクローズアップ現代でも取り上げられた「協同労働について」をテーマに、日本労働者協同組合連合会（ワーカーズコープ）の田嶋康利事務局長より講演があった。二日目は講義4として、「労福協に関わる社会保険・労働保険関係」をテーマに、社会保険労務士の根岸純子氏が基礎的な講演を行った。講義5は「メンタルヘルス対応について」「積極的傾聴について」をテーマに、精神保健福祉士の苅田尚晴氏が講演を行った。



4/12の事務担当者研修会（講演する根岸社労士）



田嶋事務局長

合を学ぶ事ができ勉強になりました。地域活性化と非雇用問題を自分達力で変えて行く事が人の心や人権を良い方向に変える、とても良かった。

- ④社会保険制度について理解できました。
- ⑤あまり聞くことの無いメンタルヘルスの話は、非常に考えさせられました。

お知らせ

2013年度全国研究集会開催のご案内

テーマ

「協同組合と労働組合の連携で 共助の輪を拓けよう」

特別講演Ⅰ.

賀川豊彦氏の理念から学ぶこと

特別講演Ⅱ.

I C A(世界協同組合同盟)の

2020年チャレンジ 日生協の展望

特別報告Ⅰ.

「ライフサポート友の会の運営紹介」

パネル・ディスカッション.

協同組合・労働組合の具体的な取組み

開催地：高知市「ホテル日航高知旭ロイヤル」

開催日時：6月6日(木)14:00～7日(金)12:10

【参加者アンケート抜粋】

- ①山本副会長の社会情勢に関する解説は、いつもながら非常に分かりやすく様々な問題に気づかされる。協同組合の社会的認知度の向上、労福協運動の重要性、労働組合運動と労働者自主福祉運動の連携強化の必要性を再認識した。
- ②全労済の団体生命共済は、事務手続きの仕方や毎日のルーティンが分かりやすかったです。
- ③ワーカーズコープの事業について、新しい協同組



苅田精神保健福祉士

2013年度政策・制度に関する要求と提言を討議、各党・省庁要請へ

中央労福協はこの間2回にわたり政策委員会を開催、「2013年度政策・制度に関する要求と提言」の内容討議を進めてきた。第9回三役会（4月24日）と第5回幹事会（4月26日）の決定を経て、5月より各政党、関係省庁への要請行動を開始する。

今年度の政策・制度に関する要求と提言は、中央労福協の活動課題や事業団体の重点要求を中心に、昨年に続き地方労福協から要望・提言を募り、政策委員会での討議を受けて取りまとめを行った。

要求内容は、はじめに2012国際協同組合年の取組を受け、連帯経済を促進する協同組合への支援、次に東日本大震災の被災者支援と復興・再生および災害対策、通年の要望事項などで構成している。

連帯経済を促進する協同組合への支援に関しては、①協同組合の社会的価値を高める政策の検討、「協同組合憲章」制定など積極的な促進、政府の調整窓口の設置、政府による支援策の検討のほか、②税制・会計制度における独自性・社会的役割の考慮、③生協法の改正、④地域の就労創出と住民自治を促進する「協同労働の協同組合」の法整備、⑤協同組合組織の政策的な位置づけ等を挙げた。

震災・災害対策関係では、北部労福協の提言を活かし、①被災者の生活支援、②被災地における医療関係の支援、③住民主体による復興・再生の取組の制度化、④今後の災害対策の4本の要求と提言を掲げた。

通年の要望事項では、①格差・貧困社会の是正、セーフティネットの強化、②多重債務対策、③消費者政策の充実強化、④中小企業勤労者の福祉格差の是正、⑤

勤労者の生活設計・保障への支援、⑥安心・信頼できる社会保障の構築、⑦くらしの安全・安心の確保——の8項目で、各協同事業団体の事業や活動に関わる重点要望を盛り込んだ。

要求の実現に向けては、①労福協が中心になって動く課題、②諸団体とのネットワークを通じて実現をめざす課題、③各団体の取り組みを後押しする課題などに整理し、それぞれ優先順位をつけながらメリハリのある取り組みを行っていく。具体的には政府の予算作成作業が開始される時期を前に、課題ごとに構成事業団体の代表とともに各党と厚労省など関係省庁に個別要請行動を行う。さらに全国的に取り組むべき運動課題については、地域の実情に応じて政策化し、自治体への要請・働きかけを行うよう地方労福協に要請していく方向で検討している。



4/24開催した三役会

ミャンマー社会労働事情調査団に参加

日本ILO協議会は政労使30名によるミャンマー社会労働事情調査団を3月24日から30日まで現地に派遣。中央労福協から山本副会長が、東京労福協からは遠藤会長が参加した。

2011年3月、ビルマは民政移管し軍事政権から総選挙によって選出された政権となった。今次調査の最大の関心事は、民主化を進めるミャンマーが再び軍政に戻る危険性如何にあった。

軍人出身の上級大臣や労働大臣は異口同音に「民主化を進める以外に選択肢はない」と公式見解を示した。ミャンマーが来年、アセアンの議長国となることなどを併せ考えると、予断は許さないが、差し迫って歴史の歯車が逆回転する危機的

状況にはないのではとの感をもった。

ミャンマーが直面している状況を明瞭に示してくれたのは、アウンサンスーチーさんに率いられるNLD（国民民主同盟）の顧問委員会議長の見解であった。議長はNLDの主要任務として5つの課題を提起した、①ミャンマーを法治国家とすること、②すべての政治囚の釈放、③少数民族との和解、④自由経済の定着、⑤連邦制を含む憲法改正である。この順番には重要な意味があるように感じた。

ミャンマー社会の実相に接し、私は、改めて空気や水が人間の生存にとってかけがえのないものであるのと同じように、労働組合を自由に作る事ができる等の結社の自由、集会、言論の自由等々、基本的人権、民主的権利が保障されていることの重み、有難さを痛感させられると同時に、命がけでそれらを闘いとってきた人々への敬意の念を深く胸に刻む調査行であった。（山本）



解雇労働者との会見

徳島県労福協

徳島県労福協が公益社団法人に認定



徳島県労福協はこの度、公益法人制度改革関連三法に基づく公益認定を受け、2013年4月1日をもって公益社団法人に移行いたしました。公益社団法人としての新年度を迎えることを喜びと同時に、当協議会が果たすべき重責を感じております。



徳島県労福協の公益目的事業
●若者自立支援セミナー（上）
●わーくびあフェスタ（右）



2012年度6月より公益法人移行準備室を立ち上げ、移行認定申請へ向けて作業を進めてまいりました。県担当課へ幾度となく足を運び、申請書の修正、追加資料の作成などを重ね、審議期間3ヶ月を経て、3月26日に行政庁より認定を頂きました。

公益目的事業（労働者福祉向上や就労支援による地域社会の健全発展をめざす）としては、「県民と働く者のとくしまフェスタ」「若者サポートステーション」「職業能力開発」「就労支援（無料職業紹介など）」などが認定され、介護事業や一部の独自事業が収益事業となりました。

当協議会が社会から期待される存在であり続けるため、労働者の幸せを追求し、相互扶助・共助の事業体として、新たな社会的セーフティネットの構築に向けた具体的施策に取り組むとともに、「連帯・共同でつくる安心・共生の福祉社会の実現」に向けて一層努力してまいります。

公益社団法人
徳島県労働者福祉協議会
専務理事 藤森

ぐんま労福協

2012年度第2回ライフアップセミナー
「自主福祉シンポ」開催

3月20日、今年度第2回目のライフアップセミナーである「自主福祉シンポジウム」を、労金労組と全労済労組の共催により前橋市の群馬県公社ビルホールで開催した。

当日は休日（春分の日）でしたが、労働組合側からは県・市町村議員14名も含めて16産別・12地協から121名、事業団体側からは労金・労済・群馬トラベル・福対協の役職員164名、生協県連、学生協、ワーカーズコープ、中央・埼玉労福協からの代表各1名の総勢290名が参加、ホールは満席となり、熱気あふれたシンポジウムとなった。

まず、中央労福協前事務局長の高橋均氏から「労働運動と労金・全労済運動の理念と歴史、そして課題」について講演を受け、その後、大橋労福協会長、北川連合会長、杉山全労済労組東日本委員長、高橋講師の4名により「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会」へ向け、労働組合と自主福祉事業団体はそれぞれの立場から何をしなければならないか、パネルディスカッションを行った。

参加者からは「自主福祉運動の原点・歴史を学べ、改めて当面する労働運動の課題、格差是正の運動について理解できた」「協同組合の原点にふれて、自主福祉運動の果たす役割について認識を深めた」「協同組合と株式会社の違いがよく理解できた。連

帯・協同で得た果実を社会に還元する仕組みづくりが大切」等の意見が寄せられ、学ぶことの大切さを改めて感じたシンポジウムとなった。



シンポジウム（左から二人目が高橋氏）



290名が参加した群馬県公社ビルホール

埼玉労福協 埼玉県内避難者と福島県内の家族をつなぐ“絆バス(福玉バス)”

埼玉労福協は、中央労働金庫をはじめとする事業団体と連合埼玉組合員のご支援のもと、「東日本大震災被災者支援」の取組みを行っていますが、今回福島県から埼玉県に避難されている方を対象に、「福島県と埼玉県を結ぶ絆バス(福玉バス)」を運行しました。

〈なぜ今、福玉バスなのか?〉

- ①埼玉県内に避難している福島県民が「約2,000世帯・5,800人以上」もいらっしゃる、且つ全国4番目の人数であること。
- ②従来の自然災害とは違って、「これから5年～10年、或いはそれ以上にわたって『自分の意思』では自宅に戻れない人」もいらっしゃる。
- ③警戒区域から「母子」で避難している家族、自主避難のため「母子」の生活となっている家族、福島県内に家族を残して埼玉県に避難している高齢者から、「自力で運転して福島には戻れない」という強い要望があったこと。
- ④福島県が「福島県ふるさとふくしま帰還支援事業」という被災者支援のための補助事業を募集したこと。
- ⑤やむにやまれず埼玉県に避難している皆さんと福島県内に残る家族や知人との交流(往来)を支援し、福島県とのつながりを継続できる支援が求められていたこと。その「支援」ができる組織力があるのは「労福協・連合」であること。

以上、4点から「埼玉県内避難者と福島県内の家族をつなぐ福玉バス」を運行することにしました。

〈「福玉バス」の具体的な内容〉

「福玉バス」はこの2月と3月に、4日間でバス8台、「往路」と「復路」を別に設定して、計16便を運行しました。結果として、福島県・埼玉県で避難生活をしている方を中心に119名にご利用頂きました。

「福玉バス」の運行に関しては、福島県をはじめ双葉郡内の各町役場のご理解を戴き、ホームページへの掲載、情報端末への配信などのご協力を戴きました。

また、「福玉バス」は文字通り、福島県と埼玉県を結ぶバスであることから、福島県労福協、連合福島の「バスへの添乗」も含む全面的なご支援があったと実感できると思います。

〈家族との再会を支援した「中通り便(福島市行)」〉

「福玉バス」を走らせるきっかけとなったのは自主避難者の交流会でした。

「夫が子どもに会いに来て福島に帰るのはいいつも夜中の3時頃。高速で居眠り運転しないようにと、濡れタオルを頭に巻く夫の姿を見て泣きそうになった…」でも自分が車を運転して福島まで行くことはできないとの発言があり、これが無料バスの運行に繋がりました。

〈いまだに「避難所生活」を続ける双葉町民のスパリゾート小旅行〉

3月30日、双葉町の「避難所」=旧騎西高校から7名のグループが乗車、スパリゾート・ハワイアンズに向かいました。

いわき市の仮設住宅で暮らす友達と会うと言います。温泉に入って旧知の友達との懇談でした。往復8時間という強行軍ですが、「久しぶりの旅行で楽しかった。4月の福玉バスでまた来るよ、って約束して帰って来たよ」と言っていました。

「福玉バス」は避難生活の気分転換にも一役買っています。

埼玉労福協は、「孤立・孤独」の防止、子育て世代の応援をキーワードに今年も震災支援活動に取り組めます。(文責:埼玉労福協 永田信雄)



西部労福協 2013年交流事業を開催～岡山県の文化・歴史を探訪～

4月18～19日の2日間、2013年西部労福協交流事業「岡山県の文化・歴史探訪」で備前の伝統工芸と吉備路の歴史探訪が行われ、西部ブロック9県から78名が参加した。

交流事業は中四国9県を持ち回り、各県の文化歴史を学び交流を図るため毎年継続して取組まれている事

参加者された皆さん(閑谷学校の前で)



業である。

一日目は岡山県備前市の日本最古で340年前に開かれた庶民の学校(藩校)の閑谷(しずたに)で開会式を行い、地元岡山県の高橋労福協会長より歓迎の挨拶を受けた。その後、備前焼の窯元を訪問し伝統工芸の焼き物や窯元を見学、二日目は総社市の備中国分寺、倉敷の美観地区を訪れた。

夜の懇親会では各県毎に参加者紹介を行い、労働者福祉運動の思いを語る参加者もあり、労働組合から参加された方、労働者福祉事業団体から参加された方など、出身・母体の違いなく楽しく親睦交流を行った。

最後に、来年開催県の鳥取県労福協前田理事長より次回鳥取県での交流を誓い懇親会を括った。